

掛川市条例第5号

掛川市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) 危機管理部

第2条第1項第6号を削り、同条に次の1項を加える。

6 危機管理部の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 危機管理に関すること。

(2) 市民の安全対策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(掛川市交通安全対策会議条例の一部改正)

2 掛川市交通安全対策会議条例（平成17年掛川市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部」を「危機管理部」に改める。